

小郡市競争入札参加資格審査申請要領（随時）

（建設工事関係）

小郡市が発注する建設工事に係る競争入札に参加を希望する方は、次の要領により競争入札参加資格審査申請書を提出してください。

提出された書類について、記載内容が事実と異なるものであると判明したときは、厳正な措置を取りますのでご留意ください。

また、この申請書の記載内容に変更が生じた場合には、速やかに変更届を提出してください。

記

- | | |
|--------------|--|
| 1 対象者 | 市内に主たる営業所を有する者 |
| 2 入札参加資格有効期間 | 資格有効日～令和8年9月30日（申請日の翌々月より有効） |
| 3 次回定期受付予定 | 令和8年6月予定 |
| 4 申請書提出部数 | 1部 |
| 5 提出方法 | 窓口へ持参 |
| 6 記入方法 | 申請様式に、黒ボールペンを使用し、楷書で記入してください。住所、会社名等はゴム印を使用しても構いません。
(ダウンロードした様式への直接入力も可)
印刷時には感熱紙等の特殊な用紙の使用は避け、A4の白地の普通紙に黒で印刷して下さい。 |
| 7 問い合わせ先 | 〒838-0198 小郡市小郡255番地1
小郡市役所 経営政策部 財政課 契約・管財係
TEL 0942-73-9108
小郡市HP http://www.city.ogori.fukuoka.jp/ |

I. 申請者の資格

以下に掲げる業種を事業として営む法人又は個人。また、申請日時点有効の建設業許可及び経営事項審査を受けている者。ただし、次に該当する者を除く。

- (1) 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項の建設工事を営む者で、同法第3条第1項の規定による許可を受けていない者及び同法第27条の23第1項の規定による審査を受けていない者
- (2) 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- (3) 国税(法人税又は所得税・消費税及び地方消費税)、県税(事業税)、市町村税を完納していない者
- (4) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内において市長が定める期間を経過しない者
- (5) 営業を行うにあたって、法令の規定により官公庁等の許可又は認可等を必要とする場合において、当該許可又は認可を受けていない者
- (6) 競争入札参加資格審査申請書及びその添付書類に虚偽の記載をした者
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの

業種一覧

土木一式	プレストレスコンクリート	建築一式	大工	左官
とび・土工・コンクリート	法面処理	石	屋根	電気
管	タイル・れんが・ブロック	鋼構造物	鋼橋上部	鉄筋
舗装	浚渫	板金	ガラス	塗装
防水	内装仕上	機械器具設置	熱絶縁	電気通信
造園	さく井	建具	水道施設	消防施設
清掃施設	解体			

＜参考＞

地方自治法施行令第167条の4第2項各号

- ① 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき
- ② 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき
- ③ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき
- ④ 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき
- ⑤ 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき
- ⑥ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
- ⑦ 前各号の規定により一般競争入札に参加できることとされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき

II. 提出書類

以下に掲げる書類（書類番号1～13）に、書類番号を記入したインデックスを付け、番号順に綴じて提出してください。添付書類の用紙サイズが異なる場合は、折り込んだり、A4用紙に貼り付けるなどして、A4のサイズに合わせてください。

なお、綴じる際はフラットファイル（A4タテ（A4-S）・紙・色指定なし）を用い、表紙及び背表紙に事業者名のみ記入してください。

フラットファイルに綴じる書類は、番号1から13までの書類で、「役員等調書及び照会承諾書（入札参加資格審査用）」、「業者登録カード（両面印刷）」及び「通常はがき」は、フラットファイルと別にして提出してください。

提出書類一覧

書類番号	提出書類	指定用紙	コピー	備考
1	競争入札参加資格審査申請書	建-1市内	不可	指定様式を使用のこと
2	競争入札参加希望業種申請書	建-2	可	指定様式を使用のこと
3	建設業許可証明書・ISO認証・エコアクション21登録証等		可	R5.6.1現在有効なもの 許可通知書でも可
4	営業所一覧表	建-3の1	可	自社様式可
5	事務所等写真	建-3の2	可	小郡市に本社又は支店等を有する場合提出。自社様式可
6	委任状			不要
7	使用印鑑届	建-5	不可	指定様式を使用のこと
8	技術者経歴書	建-6	可	市内申請者のみ提出 自社様式可。ただし様式の項目を満たしていること
9	印鑑証明書		可	提出日を基準に3ヵ月以内に発行されたもの
10	納税証明書		可	提出日を基準に3ヵ月以内に発行されたもの
11	登記簿謄本・身分証明書		可	法人業者は登記簿謄本を提出 個人業者は身分証明書を提出 提出日を基準に3ヵ月以内に発行されたもの
12	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書		可	申請日時点有効なもの
13	誓約書（入札参加資格審査用）	建-7	不可	指定様式を使用のこと 両面印刷すること
無綴	役員等調書及び照会承諾書（入札参加資格審査用）	建-8	不可	指定様式を使用のこと 一緒に綴らないこと
無綴	業者登録カード（建設工事）	建-9表 建-9裏	可	指定様式を使用のこと 両面印刷すること 一緒に綴らないこと
無綴	通常はがき			入札参加資格審査結果通知用

III. 提出書類の記入要領

◎用語：市内申請者　：　小郡市内に本社を有する申請者及び小郡市内の支店・営業所等に年間委任する申請者。

- 1 競争入札参加資格審査申請書（建－1市内）
 - (1) 申請書の申請者は本社の代表者とし、ここに押印する印鑑は実印を使用すること。
 - (2) 支店等へ年間委任を行う場合は、委任先に関する事項を必ず記入すること。
 - (3) 会社名及び代表者名には必ずふりがなを付けること。
 - (4) 当市が当該申請書に関する問い合わせを行う場合の連絡先を記入すること。
- 2 競争入札参加希望業種申請書（建－2）
 - (1) 入札参加を希望する業種について、希望欄に希望順位を記入すること。ただし、5業種を限度とする。
※ 解体工事を希望する場合は、解体工事の許可を有すること。
 - (2) 総合評定値及び許可番号は、希望する業種のみ記入すること。
 - (3) 申請書提出後は、原則として申請業種の変更・追加は認めません。
 - (4) 「業者登録カード（建設工事）」（建－9）の登録業種と一致すること。
- 3 建設業許可証明書・I S O認証・エコアクション21登録証等
 - (1) 申請日時点有効な許可についての証明書の写しを提出すること。
 - (2) 建設業法第3条第1項の規定による許可証明書の写しであること。なお、許可通知書の写しでも可とする。
 - (3) 許可更新中のものは、更新手続き済みであることが確認できる書類（更新申請書で受付印のあるもの等）を提出すること。
 - (4) I S O 9 0 0 1・I S O 1 4 0 0 1・エコアクション21を取得している場合はそれぞれの登録証等のコピーを提出する事。
- 4 営業所一覧表（建－3の1）
 - (1) 自社様式可。ただし、営業所名、所在地、T E L、F A Xは必ず記載すること。
- 5 事務所等写真（建－3の2）
 - (1) 自社様式可。事務所外観（全景で社名の確認が出来る看板等が確認できるもの）及び事務所内部（専用の営業スペースを有し、机、電話、F A X、什器等が備わっていることが確認できるもの）
- 6 使用印鑑届（建－5）
 - (1) 入札・契約等の際に使用する印鑑を押印すること。
 - (2) 代理人を置いた場合（支店長等に委任する場合）は、委任状の受任者印と同一であること。
 - (3) 届出者は代表者とし、実印を押印すること。

7 技術者経歴書（建－6） 〔市内申請者のみ提出のこと。〕

- (1) 申請日時点における自社で雇用している技術者について記入すること。
- (2) 様式の項目をすべて満たしていれば、自社様式可。
- (3) 支店等に委任している場合は、支店等の技術者が把握できるようにしておくこと。
- (4) 異なる業種の資格を併せ持つ技術者は、業種ごとに別々に記載すること。
- (5) 監理技術者等の資格を持つ者は、資格区分とは別に監理技術者区分の該当するものに○で囲むこと。
- (6) 全ての技術者の資格者証の写しと、雇用の確認ができる「健康保険被保険者証」の写し若しくは「特別徴収税額通知書」の写しを添付すること。

8 印鑑証明書

- (1) 本社（本店）代表者印の印鑑証明書の写しを提出すること。

10 納税証明書（未納、滞納のないことの証明書）

- (1) 国税は、法人税(個人経営は所得税)、消費税及び地方消費税に未納税額のない証明書。税務署の指定様式「納税証明書その3の3(個人経営は、その3の2)」を使用すること。
- (2) 都道府県税、市町村税は、未納(滞納)税額のないことの証明書。
- (3) 当該都道府県税事務所及び市町村が「未納(滞納)税額のないことの証明書」を発行していない場合に限り、課税されている税目の過去2ヶ年度分の納税証明書でも可。
- (4) 委任がある場合の都道府県・市町村税は受任地のものを提出すること。
- (5) 国税、県税及び市税を完納していない場合、申請を受理できません。
- (6) 市税を納付される場合は、納付手続きに10日間程度かかります。納税証明書を発行したい時に、手続きが完了していない場合がありますので、納税の領収書を持参ください。

納税証明書

税種		証明書 発行所	市内申請者		
			法人	個人	備考
国税	法人税	所轄税務署	<input type="radio"/>		未納税額の ない証明
	所得税			<input type="radio"/>	
	消費税及び地方消費税		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
県税	法人事業税	都道府県税 事務所	<input type="radio"/>		未納税額の ない証明
	個人事業税			<input type="radio"/>	
市町村税	法人市民税	市町村役場	<input type="radio"/>		未納税額の ない証明 (滞納のない 証明)
	市県民税		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	固定資産税		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	軽自動車税		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	国民健康保険税			<input type="radio"/>	

☆国税納税証明書は国税庁オンライン請求を利用できます。交付請求はこちら
http://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/shomei_index.htm

11 登記簿謄本・身分証明書

- (1) 法人は登記簿謄本（登記内容の全部証明書）の写し、個人は本籍のある市町村発行の身分証明書の写しを提出すること。

12 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書

- (1) 申請日時点有効な経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写しを提出すること。

1 3 誓約書（建－7）

- (1) 誓約者は本社の代表者とし、ここに押印する印鑑は実印を使用すること。
- (2) 誓約書は表と裏を合わせて両面印刷すること。

1 4 役員等調書及び照会承諾書（入札参加資格審査用）（建－8）

- (1) 指定ファイルと一緒に綴らず、別に提出すること。
- (2) 法人にあっては、登記事項証明書に登載されている役員（代表者及び監査役を含む。）の方全員について、記載してください。
- (3) 承諾者は本社の代表者とし、ここに押印する印鑑は実印を使用すること。

1 5 業者登録カード（建設工事）（建－9）

- (1) 指定ファイルと一緒に綴らず、別に提出すること。
- (2) 業者登録カードは表と裏を合わせて両面印刷すること。
- (3) 登録業種は、5業種まで登録できます。
- (4) 年間平均実績高は、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書から転記すること。
- (5) 登録業種欄の業種名は、競争入札参加希望業種申請書（建－2）と一致すること。
- (6) 登録業種には、平均完成工事高、許可区分・番号・年月日、技術者数を経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書から転記すること。
- (7) 常勤職員数については、申請日時点の常勤職員の実数を記入すること。（経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の人数とは異なることもあります）
- (8) ISO 9001、ISO 14001・エコアクション21の認証を受けているものに丸で囲むこと。
- (9) 裏面の直前2年間（令和5年4月～令和7年5月契約）の主な完成工事実績には、特にアピールしたい工事実績を選択して記入すること。指名競争入札の際は、この工事実績を指名業者選定の資料として利用します。

1 6 通常はがき

- (1) 指定ファイルと一緒に綴らず、別に提出すること。
- (2) 小郡市競争入札参加資格審査結果通知用として利用します。
- (3) 送付先を記載し、裏面は白紙の状態で提出して下さい。

IV. 注意事項

- 1 書類に不備がある場合は、受け付けできません。再提出の場合は別途指定する期限までに提出すること。
- 2 日付のある様式にはすべて日付を記入すること。
- 3 納税証明書・登記簿謄本・身分証明書・印鑑証明書は、提出日を基準に3ヶ月以内に発行されたものであること。
- 4 本市発注工事における配置技術者は、所属建設業者から直接雇用されている必要があります。また、専任を要する技術者については、所属建設業者から入札の申込みのあつた日以前に、所属建設業者と3ヶ月以上の雇用関係にある必要があります。
- 5 申請事項に変更が生じた場合には、「競争入札参加資格審査申請書変更届」を財政課契約・管財係へ提出すること。
- 6 本市発注工事における配置技術者を、必ず技術者経歴書に登録しておくこと。雇用し

ている技術者及び技術者の資格に変更が生じた場合には、隨時「競争入札参加資格審査申請書変更届」を財政課契約・管財係へ提出すること。